

◇大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程

- 1 職員の給料月額を改定することにしました。
- 2 職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めることにしました。
- 3 自転車等の使用距離に応じて支給する通勤手当の額を改定することにしました。
- 4 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 5 この規程は、公布の日（令和7年11月28日）から施行し、一部の規定は、令和7年4月1日から適用することにしました。ただし、一部の規定は、令和7年12月1日から施行することにしました。

（水道局総務部職員課）